

社会福祉法人 仁和会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人仁和会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 理事会の議決に基づき、特別な法人及び施設の運営のための業務を行うよう指示された役員及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において当該業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等は、法人職務証跡資料として、出席票への押印等又はタイムカード(職務証跡)の作成に協力するものとする。

(改正)

第10条 本規程の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

付 則

この規程は、平成28年9月29日より適用する。

この規程は、平成29年6月23日より適用する。

この規程は、平成30年9月27日より適用する。

別表1

役 職 名	報 酬
理事長	3, 1 1 0 円
理 事	3, 1 1 0 円
評議員	3, 1 1 0 円
監 事	3, 1 1 0 円
第三者委員	3, 1 1 0 円

別表 2 (第 4 条 4 関係)

報酬日額	5, 3 4 0 円	月額を定めて支給されるものには 支給しない
報酬月額	理事会で定める額	一定の期間継続して業務を命ぜられた場合で、報酬を含めた月額を評議員会において定める。第 3 条に定める報酬を除く。

別表 3 (第 5 条 2 関係)

報酬日額	2 4, 6 0 0 円
------	--------------